

学会発表のための研究費助成に関する細則

1. 兵庫教育大学言語表現学会会則第7条に基づき、本学会員の研究活動を支援するため、次の条件をすべて満たす個人に、学会発表に係る研究費を助成する。
 - ア 本学会の会員で、高等教育機関および研究機関等に常勤で勤務していないこと。
 - イ 本学会の研究発表会で発表したことのある者。
 - ウ 会費を完納していること。
 - エ 全国学会等(別途編集委員会で定める)で研究発表したことがプログラム等で確認できること(ファーストオーサーに限る)。
2. 補助する金額は、一律3万円とする。学会発表に必要な経費であれば、旅費・書籍費・消耗品代等の費目に制約は設けない。
3. 採択件数は、年間10件程度とする。
4. 研究費の補助を受けようとする者は、電子メールで「氏名」「所属」「発表した学会の名称」「本学会の研究発表会で発表した年月」を本学会の事務局に申し出るとともに、本人がファーストオーサーとして発表したことを確認できるプログラムまたは予稿集等(コピー可)を本学会事務局に普通郵便で送付するものとする。申請できる期間は、学会が開かれた翌年度の2月末までとする(3月に開催される学会も、必要書類を送付できれば申請可能)。
5. 採否の決定にあたっては、年間の総額を考慮して、編集委員会で審議するものとする。
6. 研究費の補助を受けた者は、翌年度には申請することができない。
7. 本細則の改正については、運営委員会の議を経るものとする。

平成23(2011)年7月3日総会制定

平成24(2012)年5月15日運営委員会改正